

# 空気管及びオーバフロー管に関する事項

## 改正規則

鋼船規則 D 編

## 改正事項

空気管及びオーバフロー管に関する事項

## 改正理由

本会規則において、十分な断面積を有するオーバフロー管を設けた場合、タンクに設けられた空気管の断面積を内径 50mm まで軽減できる旨、鋼船規則 D 編 13.6 に規定している。これは、オーバフロー管がタンクへの注排水時に空気の吸込み、排出を行なうという空気管の一部機能を代替できるためである。

一方、2 本以上の空気管を備え付けることが要求されるタンクにあって、十分な断面積を持つオーバフロー管を設けた場合、どのような条件の時、空気管の本数を減じることができるかについて明確になっていなかった。

このため、オーバフロー管を設けた際に、空気管の本数を減じることができる条件を整理し、関連規則を改めた。

## 改正内容

大気までの空気の流れが確保されることを条件にオーバフロー管を空気管として扱うことができる旨規定した。

## 改正条項

鋼船規則 D 編 13.6.1, 22.2.1